

行政調査権限の比較

参考資料3

	独占禁止法	金融商品取引法			公認会計士法	
		届出者等に対する調査	金融商品取引業者等に対する調査	不公正取引を理由とする課徴金に係る事件の調査	懲戒事実(課徴金)に係る事件の調査	公認会計士の業務に対する調査
調査形態	間接強制調査(正当な理由なく拒絶する場合に罰則あり)					
許可状の要否	否					
処分・権限	出頭命令 (法47条1項1号)	—	—	—	出頭命令 (法33条1項1号)	—
	審尋 (法47条1項1号)	—	—	質問 (法177条1号)	審問 (法33条1項1号)	—
	報告徴収 (法47条1項1号)	報告徴収 (法26条)	報告徴収 (法56条の2)	報告徴収 (法177条1号)	報告徴収 (法33条1項1号)	報告徴収 (法49条の3第1項)
	立入検査 (法47条1項4号)	立入検査 (法26条)	立入検査 (法56条の2)	立入検査 (法177条2号)	立入調査 (法33条1項4号)	立入調査 (法49条の3第2項)
	提出命令 (法47条1項3号)	提出命令 (法26条)	提出命令 (法56条の2)	—	提出命令 (法33条1項3号)	提出命令 (法49条の3第1項)
	物件留置 (法47条1項3号)	—	—	—	物件留置 (法33条1項3号)	—